吉野ヶ里町　人事行政の運営に関する状況について

「吉野ヶ里町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、吉野ヶ里町の人事行政の運営等の状況をお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用の状況（令和6年4月2日～令和7年4月1日）　（単位：人）

職種		申込者数	受験者数	採用者数	採用方法
一般事務	男	10	8	2	競争試験
	女	6	5	1	
保育士・幼稚園教諭	男	0	0	0	
	女	3	3	2	
合計		19	16	5	

(2) 退職者の状況　（単位：人）

	定年退職	勧奨退職	普通退職	分限退職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了
男	0	0	2	0	0	0	1	2
女	0	1	0	0	0	0	0	0
計	0	1	2	0	0	0	1	2

※ 令和6年度退職者数

(3) 再任用の状況（令和7年4月1日）　（単位：人）

	再任用（フルタイム勤務）	再任用（短時間勤務）	計
男	0	1	1
女	0	1	1
計	0	2	2

(4) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）　（単位：人）

部門		R6	R7	対前年	備考
一般行政	議会	2	2	0	
	総務	42	44	2	国勢調査対応、DX推進関連業務
	税務	10	10	0	
	農林水産	8	8	0	
	商工	5	6	1	観光関連業務
	土木	12	13	1	
	民生	25	25	0	
	衛生	11	10	−1	
教育		26	22	−4	国スポ終了
公営企業等	水道	1	1	0	
	下水道	2	2	0	
	その他	7	8	1	
合計		151	151	0	

※ 部門別職員数には、町長・副町長・教育長は含みません。

(5) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）　（単位：人）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事の職務	主任主事の職務	係長、主査の職務	困難な業務を処理する係長、主幹の職務	課長、局長、参事、副課長の職務	困難な業務を処理する課長・局長・参事の職務	
職員数	15	14	38	16	19	12	114

※ 職員数には、特別職、特定任期付職員、税務職、教育職、保健職、福祉職に該当する職員は含めていません。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和7年度一般会計決算）

住民基本台帳（R7.3.31現在）	歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B）／（A）
人	千円	千円	%
16,055	13,488,368	1,429,486	10.60

※ 人件費には特別職の職員（町長、議員等）に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（令和7年度一般会計当初予算）

職員数（A）	給与費			合計（B）	1人当り給与費（B）／（A）
	給料	期末勤勉手当	その他職員手当		
人	千円	千円	千円	千円	千円
148	564,721	237,100	98,104	899,925	6,081

※ 町長・副町長・教育長の給与費を含みません。

※ その他の職員手当には、退職手当、共済費は含みません。

(3) 一般行政職職員の平均給料月額、平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
	円	円	歳
吉野ヶ里町	321,527	368,508	41.6
佐賀県	327,436	386,850	40.9

※「平均給料月額」とは、職員の基本給を平均したものです。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支給される扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額の平均を合計したものです。（期末・勤勉手当除く）

(4) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		吉野ヶ里町	国
		円	円
一般行政職	大卒	214,100	220,000
	短大卒	201,400	－
	高卒	188,100	188,000

(5) 期末手当・勤勉手当の状況（令和7年4月1日現在）

区分		吉野ヶ里町		国	
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
支給割合	6月期	1.25 月分	1.05 月分	1.25 月分	1.05 月分
	12月期	1.25 月分	1.05 月分	1.25 月分	1.05 月分
	計	2.50 月分	2.1 月分	2.50 月分	2.1 月分
職制上の段階、職務の級等による加算		有		有	

(6) 退職手当の支給状況　　（令和7年4月1日現在）

区　分		吉野ヶ里町		国	
		自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
退職手当		月	月	月	月
	勤続20年	19.6695	24.586875	19.6695	24.586875
	勤続25年	28.0395	33.27075	28.0395	33.27075
	勤続35年	39.7575	47.709	39.7575	47.709
	最高限度	47.709	47.709	47.709	47.709
その他の加算措置		定年前早期退職に係る特別措置（2～20%加算）		定年前早期退職に係る特別措置（3～45%加算）	
1人当り平均支給額		6,358 千円	21,900 千円		

※1 退職手当の一人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

※2 本町の退職手当の支給率は、佐賀県市町村職員退職手当組合が規定する退職手当条例により定められています。

(7) 特殊勤務手当の状況

手当支給職員数の割合	2.03%　（支給職員3人／職員数148人） （令和7年4月実績分）
支給職員1人当り 平均支給月額	1,000円 （令和7年4月実績分）
手当の名称と内容	・感染症防疫作業手当　日額 1,000円 ・死体処理作業手当　日額 5,000円 ・行旅死亡人取扱手当　日額 1,500円 ・動物死体処理手当　日額 1,000円

(8) その他の手当の状況（令和7年4月1日現在）

手当名	内　容　及　び　支　給　単　価
扶養手当	扶養親族（子）　1人につき　11,500円／月 扶養親族（配偶者）　1人につき　3,000円／月 ※扶養親族たる子が満16歳に達する年度から満22歳に達した年度までの場合　1人につき　5,000円／月 を加算
住居手当	借家・借間　支給限度額　27,000円／月 持家　なし
通勤手当	交通機関利用者（通勤距離片道2km以上） 通勤に要する運賃相当額 自家用車等の利用者（通勤距離片道2km以上） 距離区分により 2,000円／月～31,600円／月
管理職手当	課長（総務課長に限る）　56,000円／月 課長・各事務局長　53,000円／月 参事（全部局）　43,000円／月

(9) 特別職の給料（報酬）の状況（令和7年4月1日現在）

区　分	給料（報酬）月額		期末手当支給割合	
町　長	給料月額	780,000円		
副町長	〃	630,000円	6月期	1.725月
教育長	〃	530,000円	12月期	1.725月
議　長	報酬月額	341,000円	計	3.45月
副議長	〃	275,000円		
議　員	〃	260,000円		

3 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況（令和7年4月1日現在）

(1) 職員の勤務時間

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	なし

※ この勤務時間は一般職の標準的なものです。

(2) 職員の休日等

週休2日制	日曜日及び土曜日は、週休日 （交代等で勤務している職員の週休日は、各任命権者が別に定めます。）
休　日	国民の休日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日

(3) 年次休暇の取得状況　（令和6年中）

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
4,132日	1,103.8日	105人	10.5日	26.7%

※ 令和6年1月1日～令和6年12月31日の全期間に在職した一般職が対象です。

(4) 育児休業の状況　（令和6年度　単位：人）

	育児休業取得者数	育児短時間勤務者数	部分休業取得者数	令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数
男性職員	0	0	0	4
	0	0	0	
女性職員	1	0	1	1
	8	0	1	
合計	1	0	1	5
	8	0	1	

※ 各欄上段は、令和6年度に新たに取得した職員数、下段は休業の期間が令和5年度以前から継続している職員数

(5) 休職者の状況　（令和6年度　単位：人）

休職者	男	女	計
	3	0	3

※ 令和5年度から引き続く休職者及び令和6年度の休職者の人数です。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者の状況　（令和6年度　単位：人）

処分事由及び種類	降任	免職	休職	降給	計
勤務成績がよくない場合	0	0			0
心身の故障の場合	0	0	3		3
職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
刑事事件に関し起訴された場合			0		0
条例で定める事由による場合			0	0	0
計	0	0	3	0	3

※ 分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を果たし得ない場合に、公務の遂行を確保するためになされる職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいいます。

(2) 懲戒処分者の状況　（令和6年度　単位：人）

処分事由及び種類	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	1	0	0	1
計	0	1	0	0	1

※ 懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する責任を追及し、その制裁として行う処分をいいます。

5 職員の服務の状況

服務に関する規定の状況　（令和6年度　単位：人）

区　分	内　容	違反者数
法令等に従う義務（地方公務員法第32条）	職員は、法令等に従い、かつ上司の命令に従わなければならない。	1
信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）	職員は、職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0
秘密を守る義務（地方公務員法第34条）	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0
職務に専念する義務（地方公務員法第35条）	職員は、その勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、その職務のみに専念しなければならない。	0
政治的行為の制限（地方公務員法第36条）	職員は、政治的活動に関与してはならない。	0
争議行為の禁止（地方公務員法第37条）	職員は、ストライキ等をしてはならない。	0
営利企業の従事制限（地方公務員法第38条）	職員は、許可を得なければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員を兼ね、若しくは自ら私営業を営み、又は報酬を得ていかなる事業・事務にも従事してはならない。	0

基本原則を忠実に実行するため、上記のような様々な義務や制限が課されています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況　（令和6年度　単位：人）

研　修　名	対　象　者	期間	参加者	研修先
新規採用職員研修	新規採用職員	5日間	6	アバンセなど
市町職員第1部研修	採用3年以上～6年未満の職員を対象	2日間	7	佐賀県市町会館
市町職員第2部研修	採用6年以上～10年未満の職員を対象	2日間	7	佐賀県市町会館
監督者研修	係長、副課長級の職員を対象	2日間	1	佐賀県市町会館
職能別研修	一般職員を対象	1～2日間	32	佐賀県市町会館、Web
市町村アカデミー研修	一般職員を対象	5～11日間	1	市町村職員中央研修所（千葉県）
第1部・第2部特別課程	女性職員を対象	29日間	1	自治大学校（東京都）

※ このほかにも、職場研修として職場内において日常の業務を通じ、職員にその職務の遂行に必要な知識、技能、態度等を習得させるための研修を行っています。

(2) 職員の人事評価の状況（令和6年度）

・平成28年度より業績評価と能力評価を2つの柱とした新たな人事評価を導入している。
・改正地方公務員法23条2項において、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされており、職員の士気や組織活力の維持・向上のために、能力・実績に基づく人事管理を推進している。また、人事評価には人材育成という視点から、望ましい行動を習慣化するはたらきと、戦略を行動化するという、2つの大きなはたらきがある。
・各任命権者においては、制度の円滑かつ適切な実施について、引き続き取り組みを進めることが必要であり、あわせて、公平性・透明性を確保し、信頼性を担保することが重要である。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況　　（令和6年度　単位:人）

健康診断の種別	受診者数
定期健康診断	87
人 間ドック	50

※ 職員の健康状態を把握し、生活習慣病などの健康障害を早期に発見するため、
労働安全衛生法等に基づき定期健康診断を実施しています。

(2) 利益の保護の状況（令和6年度）

報　　告　　事　　項	件数
勤務条件に関する措置の要求	1
不利益処分に関する審査請求	0